（財務諸表等の閲覧期間）

第九条　信用基金が行う農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（会計監査報告の作成）

第十条　信用基金が行う農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2～4　（略）

（短期借入金の認可の申請）

第十一条　信用基金は、農業保険関係業務又は漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十四条　信用基金は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産（同項に規定する民間等出資に係る不要財産をいう。以下同じ。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～十　（略）

2　（略）

（財務諸表等の閲覧期間）

第九条　信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第三十八条第三項の主務省令で定める期間は、五年とする。

（会計監査報告の作成）

第十条　信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第三十九条第一項の規定による会計監査報告の作成については、この条の定めるところによる。

2～4　（略）

（短期借入金の認可の申請）

第十一条　信用基金は、農業災害補償関係業務又は漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十五条第一項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするとき、又は同条第二項ただし書の規定により短期借入金の借換えの認可を受けようとするときは、次の事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～七　（略）

（不要財産に係る民間等出資の払戻しの認可の申請）

第十四条　信用基金は、通則法第四十六条の三第一項の規定により、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産（同項に規定する民間等出資に係る不要財産をいう。以下同じ。）について、当該民間等出資に係る不要財産に係る出資者（以下単に「出資者」という。）に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告することについて認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。

一～十　（略）

2　（略）

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十五条　信用基金は、通則法第四十四条第三項に規定する中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

2　（略）

（催告の方法）

第十六条　信用基金が行う農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第四十六条の三第一項の主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一～五　（略）

2　（略）

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十七条　信用基金は、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

一～五　（略）

2～4　（略）

（資本金の減少の報告）

第十八条　信用基金は、農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。

（中期計画に定めた不要財産の払戻しの催告に係る通知）

第十五条　信用基金は、通則法第四十四条第三項に規定する中期計画において通則法第三十条第二項第五号の計画を定めた場合において、通則法第四十六条の三第一項の規定により、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る民間等出資に係る不要財産について、出資者に対し当該民間等出資に係る不要財産に係る出資額として農林水産大臣が定める額の持分の全部又は一部の払戻しの請求をすることができる旨を催告しようとするときは、前条第一項各号に掲げる事項を農林水産大臣に通知しなければならない。

2　（略）

（催告の方法）

第十六条　信用基金が行う農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に係る通則法第四十六条の三第一項の主務省令で定める催告の方法は、次に掲げる事項を記載した書面の提出又は当該事項の電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）による提供とする。

一～五　（略）

2　（略）

（民間等出資に係る不要財産の譲渡の報告等）

第十七条　信用基金は、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十六条の三第三項の規定により民間等出資に係る不要財産の譲渡を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を農林水産大臣に提出するものとする。

一～五　（略）

2～4　（略）

（資本金の減少の報告）

第十八条　信用基金は、農業災害補償関係業務及び漁業災害補償関係業務に関して通則法第四十六条の三第四項の規定により資本金を減少したときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に報告するものとする。